# 常陸太田市デジタル通貨「じょうづるさん Pay」 加盟店取扱要領

本常陸太田市デジタル通貨「じょうづるさん Pay」加盟店取扱要領(以下、「本取扱要領」)は、常陸太田市が発行するデジタル通貨「じょうづるさん Pay」(以下、「じょうづるさん Pay」)の取扱い及び取扱い申込みに適用されます。「じょうづるさん Pay」の取引を開始する場合、本取扱要領に同意したものとみなします。

1. 常陸太田市デジタル通貨「じょうづるさん Pay」事業の趣旨

常陸太田市では、プレミアム付商品券等のデジタル化や市の独自ポイントの発行等を行うことにより、利用者の利便性の向上等を図るとともに、地域内経済循環の創出及びキャッシュレス決済の普及を目的とした独自のデジタル通貨を発行します。

2. 加盟店であることの表示

「じょうづるさん Pay」事務局(以下、「事務局」)から交付されたポスター及びのぼり旗、店舗用二次元コード等は適切に管理・維持するとともに、店頭や事業所の正面など消費者が分かりやすい場所に掲示してください。取扱いしている「じょうづるさん Pay」の利用期間が終了した場合あるいは加盟店登録の取り消しをした場合は掲示を外してください。

- 3. 取引してはいけないもの
  - ① 出資や債務の支払い(税金・振込み手数料,電気・ガス・水道料金など)
  - ② 金,プラチナ,銀,有価証券,商品券(ビール券,図書券,店舗が独自発行する商品券等),旅行券,乗車券,切手,印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
  - ③ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
  - ④ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
  - ⑤ 土地・家屋購入,家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
  - ⑥ 現金との換金, 金融機関への預け入れ
  - ⑦ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
  - ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - ⑨ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各商品券取扱店舗が指定するもの
- 4. 取引に当たっての注意
  - ① 「じょうづるさん Pay」を現金化するような取引は行うことはできません。
  - ② 加盟店独自に「じょうづるさん Pay」通貨の対象外商品を設定する場合は、必ず利用者が見てわかるように表示をしてください。
  - ③ 「じょうづるさん Pay」の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、常陸太田市及び事務局はその責を負いません。アプリが複製物である、偽造若しくは変造されている等と判別できる場合は、利用を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を常陸太田市「じょうづるさん Pay」コールセンターにも報告してください。
  - ④ 加盟店が店頭に掲示した自店を識別する二次元コードを、利用者のスマートフォン上の「じょうづるさん Pay」アプリに読み取らせ、加盟店が提供する商品又はサービスの価額(消費税相当額含む)

を利用者に入力させることで決済させます。決済が完了すると,利用者のアプリに支払完了画面が 表示されますので必ずご確認ください。

- ⑤ カード型のデジタル通貨の場合には、利用者のカードに印字された二次元コードを、加盟店の「まちのわ店舗用アプリ」で読み取りし、加盟店が提供する商品又はサービスの価額(消費税相当額含む)を加盟店が入力することで決済します。決済が完了すると、加盟店のアプリに支払完了画面が表示されますので必ずご確認ください。また、決済後の残高を利用者にお知らせください。
- ⑥ 加盟店が提供する商品又はサービスの価額 (消費税相当額含む) に利用者が保有する「じょうづる さん Pay」の残高が不足する場合は、不足分は現金等の他の支払い方法で受け取ってください。
- ⑦ 「じょうづるさん Pay」の利用を見込んで通常よりも高い値段設定をするなど、消費喚起の趣旨に反した行為を行わないでください。
- ⑧ 対象外商品の販売を行わないでください。

### 5. 売上金の換金

毎月 15 日, 月末の 24 時過ぎにシステムにより自動で締め作業を実施し, 3 営業日後に加盟店申込時に申告いただいた口座へ売上金を振込します。換金にあたって手続きは不要です。締め作業時点で未換金分の取引金額が1万円以上の場合は自動で換金の申請がされ、未換金分の取引金額が1万円未満の場合には次回に繰り越しとなります。最終換金日(プレミアム付商品券:1月 31日 24 時締め,2月5日振込、プレミアム付旅行券:2月 29日 24 時締め,3月5日振込、子育て応援券:3月 31日 24 時締め,4月3日振込)では、未換金分の取引金額が1円以上有するすべての加盟店が自動で換金の申請がされ、売上金が口座に入金されます。換金に伴う振込手数料はすべて事務局が負担します。

換金スケジュールについては特設サイトの事業者向けページ等からご確認ください。

#### 6. 加盟店登録の取り消し

違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽又は不正の事実があった場合は加盟店登録を取り消します。また、登録を受けた事業所が自らの都合で登録を取り消したい場合は、常陸太田市商工会(TEL: 0294-72-5533)もしくはコールセンターに連絡してください。

## 7. 本取扱要領の変更

常陸太田市は、その合理的な裁量により、本取扱要領を変更できるものとします。本取扱要領を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を常陸太田市が適切と判断する方法により加盟店に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の本取扱要領は、かかる変更が掲示されたときから1週間後に有効となるものとします。加盟店がかかる変更に同意できない場合は、「じょうづるさん Pay」の使用取引の利用を停止するものとします。変更後の本取扱要領が有効となった後、「じょうづるさん Pay」の使用取引を利用した場合、または変更の告知後1週間以内に登録の取り消し手続きをとらなかった場合、加盟店は、変更後の本取扱要領に同意したものとみなされます。

## 8. 問い合わせ先

常陸太田市「じょうづるさん Pay」コールセンター

電話番号: 0 1 2 0 - 8 0 6 - 6 0 9

開設期間:令和5年7月3日~令和6年3月31日

開設時間:全日9:00~17:00